



出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律 の概要について

法務省入国管理局

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の概要

介護に従事する外国人の受入れ

介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格を創設する。

背景

・高齢化が進む中、質の高い介護に対するニーズが増大。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

○ 介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度設計を行う。

改正の概要

公布の日から1年以内に施行

在留資格「介護」の創設

改正前は、経済連携協定(EPA)の枠組み以外では、介護従事者としての入国・在留は認めていなかった



活動内容を「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」として、新在留資格「介護」を創設

【別表第1の2「介護」関係】

偽装滞在者対策の強化

偽装滞在者の問題に対応するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講ずる。

背景

・在留資格を不正に取得する者等(いわゆる偽装滞在者)が問題となっている。また、偽装等の手口が悪質・巧妙化。

「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)

○ 偽装滞在者対策等の推進…に積極的に取り組んでいくこととする。

改正の概要

公布の日から3月以内に施行

1. 罰則の整備

- ㊦ 偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格変更許可等を受けた場合の罰則を整備 【第70条関係】
- ㊧ 営利目的で㊦の行為の実行を容易にした場合の罰則を整備(※改正前には、こうした罰則がなかった。) 【第74条の6関係】

2. 在留資格取消事由の拡充等

- ㊨ 活動を継続して三月以上行わないで在留している場合(改正前)に加え、活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合も取消事由とする 【第22条の4関係】
- ㊩ ㊨の新取消事由について、逃亡のおそれがあるときは、出国猶予期間を定めず、直ちに退去強制手続に移行することとする 【第22条の4及び第24条関係】
- ㊪ 在留資格取消処分に係る事実の調査の実施主体を、「入国審査官」から「入国審査官又は入国警備官」に変更 【第59条の2関係】

3. 退去強制に関する規定の整備

- ㊫ ㊦の行為を唆すなどした場合を退去強制事由に追加 【第24条関係】

介護に従事する外国人の受入れ

背景

- 要介護者 564万人(H25年度)
- 介護従事者 171万人(H25年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

**担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ**

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。



(参考)

介護福祉士登録者数
129.3万人(H26年度)
介護福祉士養成施設数
378校(H26年4月)

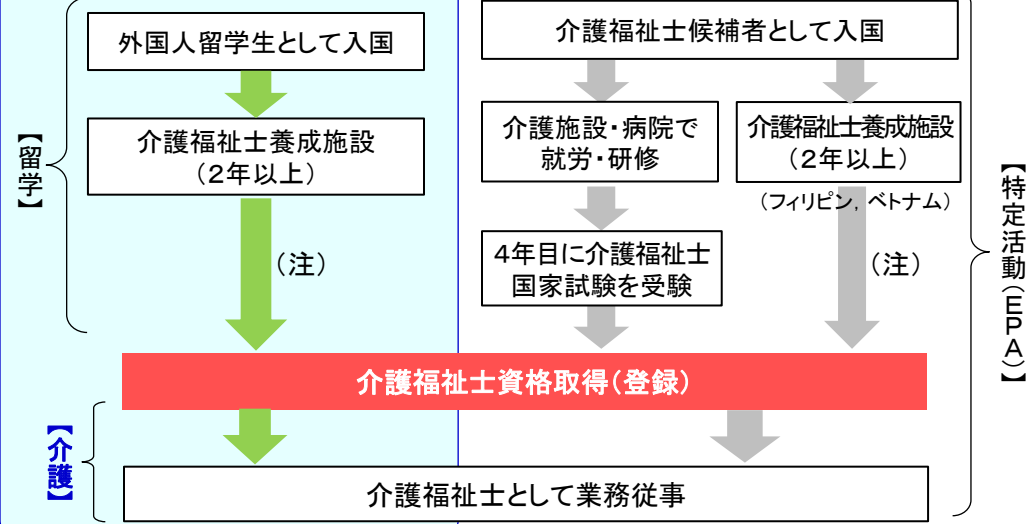
在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

| | |
|----|---|
| 介護 | 本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動 |
|----|---|



在留資格「介護」による受入れ



※【 】内は在留資格

(注)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

偽装滞在者対策の強化

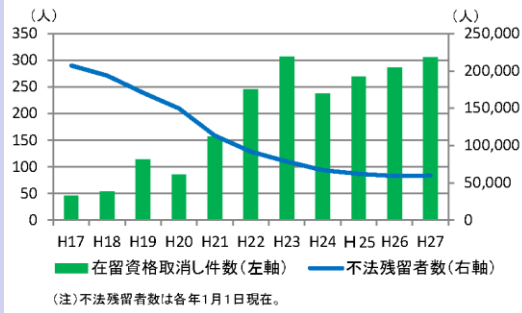
背景

不法残留者数は大幅に減少したものの・・・

偽装滞在者が問題化

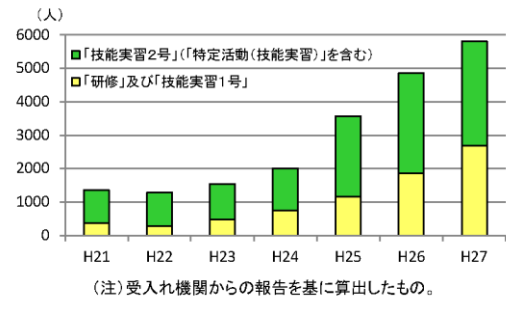
不正に在留資格を取得する者

(参考)在留資格取消し件数と不法残留者数の推移



入国後間もなく所属先を離脱し、本来の活動を行わないで在留し続ける者

(参考)技能実習生(・研修生)の失踪者数の推移



背後にブローカーや協力者がいる例も多い

偽装滞在者対策の推進の要請

○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)

○第6次出入国管理政策懇談会報告書

改正前の問題

- 虚偽申告や虚偽文書等により、不正に上陸許可や在留資格変更・在留期間更新等の許可を受ける行為に対する罰則がない。

改正後

【罰則の整備】

不法入国や不法上陸と同等の罰則を設ける。

㉞偽りその他不正の手段により、上陸許可を受けて上陸し、又は在留資格の変更・在留期間の更新許可等を受けた者

→ 3年以下の懲役/禁錮, 300万円以下の罰金(併科可)
【第70条関係】

㉟営利目的で㉞の行為の実行を容易にした者

→ 3年以下の懲役, 300万円以下の罰金(併科可)
【第74条の6関係】

【退去強制事由の整備】

㉞の行為をあおり、唆し、又は助けた者

→ **退去強制**(不法入国・不法上陸の場合と同様)
【第24条関係】

【在留資格取消事由の整理】

1号 ㉞のうち、上陸拒否事由を偽って上陸許可を受けた者

2号 ㉞のうち、活動内容を偽った者 } 一本化
3号 ㉞のうち、1・2号以外の者

※改正前は1・2号のみ出国猶予期間の指定不要
→改正後は3号相当部分も指定不要に。

【第22条の4関係】

⇒ 直ちに**退去強制手続**に移行。

改正前の問題

- 本来の活動を離れて3か月経たないと在留資格を取り消せない。しかも、在留資格取消後、出国猶予期間が経過するまで退去強制手続に移行できない。
- 在留資格取消しに係る調査の主体が入国審査官に限定され、入国警備官が調査できない。

改正後

【在留資格取消事由の整備】

所定の活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合(正当な理由がある場合を除く。)

→ 在留資格を取り消すことができる
【第22条の4関係】

この場合

逃亡すると疑うに足る相当の理由がある場合には出国猶予期間の指定は不要
⇒ 直ちに**退去強制手続**に移行。

【第22条の4及び第24条関係】

【在留資格取消しに係る調査の主体追加】

(改正前)入国審査官
(改正後)入国審査官又は入国警備官

【第59条の2関係】